

# 和光市内部統制に関する基本方針

## 1 内部統制の目的

和光市では、業務の適正な管理及び執行を確保するため、組織運営を阻害する要因をリスクとして捉え、本方針のもと、内部統制の整備及び運用に取り組み、市民に信頼される誠実な行政運営の実現を図ってまいります。

## 2 内部統制の対象

### (1) 内部統制の対象とする事項

特に和光市において想定されるリスクを洗い出し、対象とする事項を次のとおり定めます。

#### ① 現金・預金等管理の徹底

和光市金庫管理運用規則に基づく金庫の管理を徹底するとともに、各課所等で取り扱う現金・預金等について会計処理の適正化と不正防止を図る。

#### ② 適正な業務委託

新規システムや新規事業の導入など、非定型的な業務に関する業務委託から適宜抽出したものについて、契約期間中に進捗モニタリングを行う。

#### ③ 適正な事務専決による事務執行

事務専決を行う場合には、和光市事務専決規則等における根拠を明確にした上で起案文書を作成し、適正な権限に基づく業務の執行を徹底する。

#### ④ 公印の取扱いの厳格化

契約書などの重要な文書において必要とされる公印については、保管責任者が慎重に取り扱い、不正使用を防止する。なお、市長印の取扱いについては、市長印の保管課で完結する事務フローとする。

#### ⑤ 行政手続に関連する法令等の正確な把握

各課所等で取り扱う主な行政手続について、根拠法令や審査基準、業務マニュアルなどを定期的に点検し、遵守すべき法令や制度について理解を深める。

#### ⑥ 公益通報制度の透明性の確保

公益通報制度について、外部通報窓口の設置、公益通報委員会における第三者の協力などを通じて、制度運用の透明性を確保する。

⑦ ハラスメントの防止

ハラスメント研修の実施、ハラスメント相談窓口の外部化、ハラスメント被害処理委員会における第三者の協力・支援、自己申告書の職員課長への直接提出などを通じて、ハラスメント防止の実効性を高める。

⑧ 業務執行体制の確保

事務処理を行うために最低限必要な人員配置ではなく、業務の性質に応じて副担当制を導入し業務の属人化を防ぐことで、健全な牽制機能が有効となる執行体制を確保し、安定した市民サービスの提供に資する。

また、様々な課所等の業務について理解を深めることにより、職員の資質や能力の向上に資するため、適切な人事ローテーションを行う。

⑨ コンプライアンス意識の醸成

「法令等を遵守することを基本とし、社会の要請や市民の期待に応える」というコンプライアンスの基本的な考え方を整理したコンプライアンスハンドブックを整備・周知することにより、コンプライアンス意識を醸成する。

(2) 内部統制の対象とする組織

和光市部設置条例（平成14年和光市条例第12号）第1条に掲げる部等、会計管理者、上下水道部、教育委員会事務局、議会事務局及び行政委員会事務局とします。

令和5年10月1日

和光市長 柴崎 光子